

# 太陽光発電を検討されている皆様へ

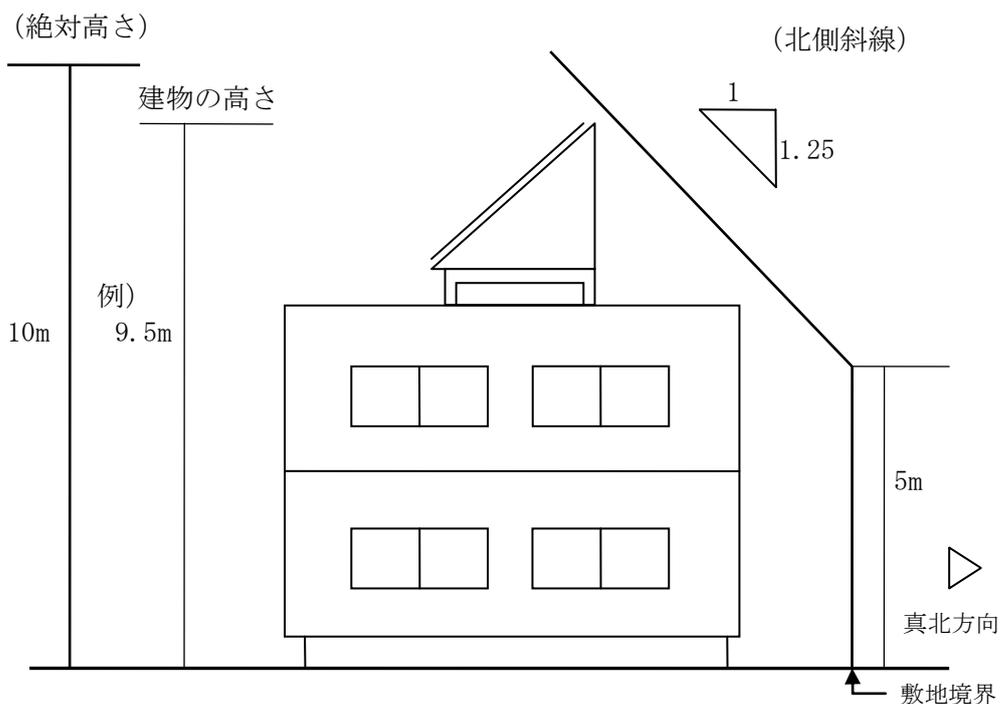
平成21年8月

旭川市都市建築部建築指導課

太陽光発電(いわゆるソーラーパネル)の設置にあたっては、建築基準法上、ソーラーパネルの設置方法、規模によって建物の高さに算入される場合があります。お住まいの地域によっては、高さの制限を受ける場合がありますので、既存住宅の屋根に架台を組み、ソーラーパネルを設置する計画などに際しては、建築指導課(0166-25-8597)までご相談願います。

## 例) 用途地域が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域の場合

ソーラーパネルを含めた建物の高さが、絶対高さ10m(地区整備計画区域においては10m未満の場合があります。)、北側斜線及び道路斜線等を超えないことが条件となります。



注1) 「建物の高さ」は、建築基準法施行令第2条第1項に基づくものとします。

注2) 「高さの制限」については、その他用途地域に応じて、絶対高さ、北側斜線、道路斜線のほか、隣地斜線などがあります。また、高さに算入されるソーラーパネルの規模等については、これら「高さの制限」の種類によって取り扱いが異なりますのでご留意願います。

ソーラーパネルからの落雪により、近隣に危害をおよぼすおそれのある場合には、フェンスの設置などの落雪を防止するための有効な措置を講じてください。

対策を講じた後でも、大雪などで落雪の危害のおそれが増大する場合には、雪下ろしの実施などの適切な維持・管理をしてください。